



PEFC/01-00-01



Module 3: デュー・ディリジェンス システム





はじめに



- 問題のある出処からの原材料を避ける仕組み
- リスクに基づくアプローチ
- 信頼性と透明性の提供

DDSの範囲

- 基本的にPEFC製品グループの対象となるすべての原材料

例外:

- リサイクル原材料(PEFC のリサイクル原材料の定義 3.15による))
- CITES の付属書 I から III に列挙される樹種に由来する原材料は、CITES に関する国際法、国内法に準拠

木材の出処はどこか?



PEFC (SFM) ST 1003:2024による定義



- 森林
- 森林転換
- 人工林
- 森林外樹木

DDSの5つの要素



情報への
アクセス

リスク評価

根拠のある
懸念

重大リスク
供給品の管理

市場への
出荷停止

注意： DDSの手順



情報へのアクセス



リスク評価



重大リスク供給品の管理



情報へのアクセス



1.どの情報にアクセスする必要があるか？

- 原材料/製品に含まれる樹種または含まれる可能性のある樹種のリスト（一般名および/または学名）
- 原材料が収穫された国（該当する場合、地域名またはコンセッション名）
- 詳細は**要求事項2.1 の注意書 1～5**に記載





情報へのアクセスの確保

- 組織は、要求に応じ、付属書1、2.1に基づきPEFC 主張原材
料に関する情報を提供しなければならない
- 組織が要求された情報を持たない場合、関連する供給者にこの
要求をつたえる。

情報へのアクセスの確保



必要に応じて情報にアクセスするための手順：

- ・供給者による宣言、契約書
- ・リスク評価などに必要
- ・不要な管理を避ける

必ずしも物理的に利用可能というだけではない（例えば、オンライン/外部ソースを参照する場合があります）

納品書類の情報

チェック:

- 1) 供給者の詳細
- 2) PEFC顧客の詳細
- 3) 原材料/製品の詳細
- 4) 原材料/製品の量
- 5) 出荷日
- 6) PEFC主張
- 7) PEFCが認める認証書の認証番号

INVOICE

DATE 26 October 2022	INVOICE NO 26543
-------------------------	---------------------



Diagon Alley Ltd
 Borgo Orfeo 6
 49169 Ragusa
 Italia
 +27 33 5311845
wood@diagon-All.org

INVOICE TO

Hogcas Retail
 25, chemin de Laine
 90150 Mendes-sur-Mer
 France
 +33 8 93 45 13 17
flich@hogcas-ret.fr

ORIGIN COUNTRY	DESTINATION	CONTAINER NO.	BUYERS REF	SELLERS REF
Italy	France	MSC 1598q40	HOGCAS236	DAT5109

Product Description	Claims	Quantity (m ³)	Amount (1m ³ = 100 EUR)	
Btc No.525	040300 Glue Laminated Products	65% PEFC Certified	80 m ³	8,000 EUR
Btc No.286	040100 Cross Laminated Timber	100% PEFC Origin FSC 100%	50 m ³	5,000 EUR
Btc No.325	100301 Cellulosic Fibre	PEFC Controlled Sources	20 m ³	2,000 EUR
Btc No.287	100303 Cellulosic Textiles	100% PEFC Certified	50 m ³	5,000 EUR

Subtotal	20,000 EUR
Sales Tax	xxxx EUR
Total	xxxx EUR

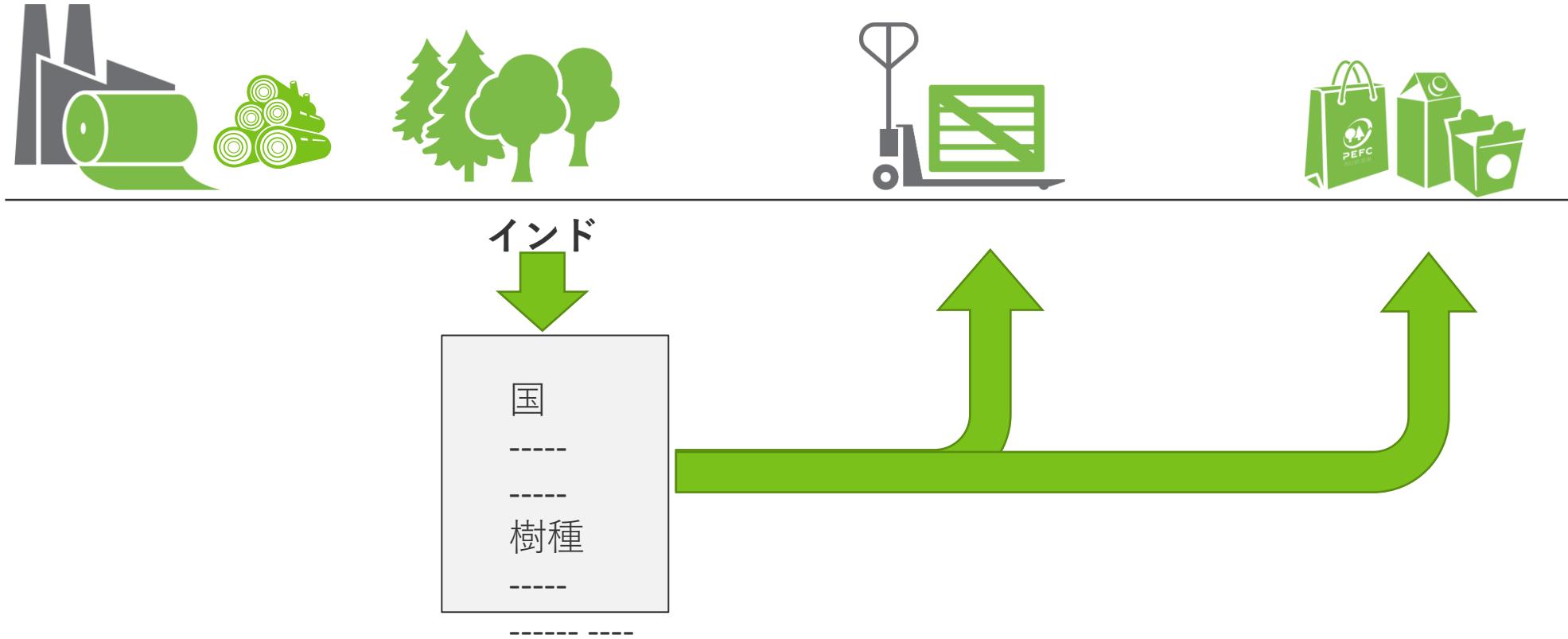
Diagon Alley is PEFC Chain of Custody and FSC Chain of Custody Certified
 PEFC Chain of Custody Certificate Number: SAX-PEFC-COC-342


 Promoting Sustainable Forest Management
 PEFC XXXXXXXX www.pefc.org


 Knowledge Academy

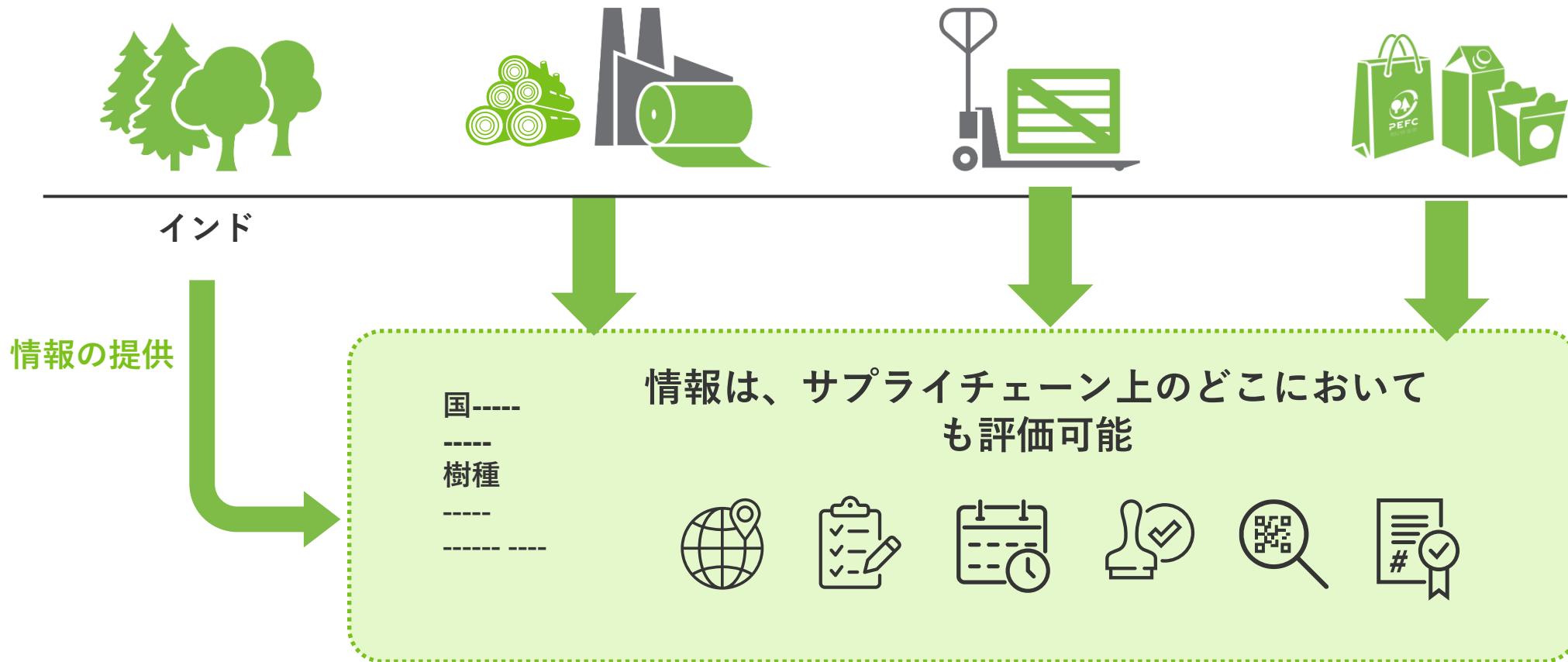

 PEFC/01-00-01

情報へのアクセス - 例





情報へのアクセス-例



ステップ1：情報収集



どの情報にアクセスする必要があるか？ 2.1 a-b

組織は、要求に応じ、付属書1、2.1に基づき必要な情報が提供されることを確保するための手順を確立する

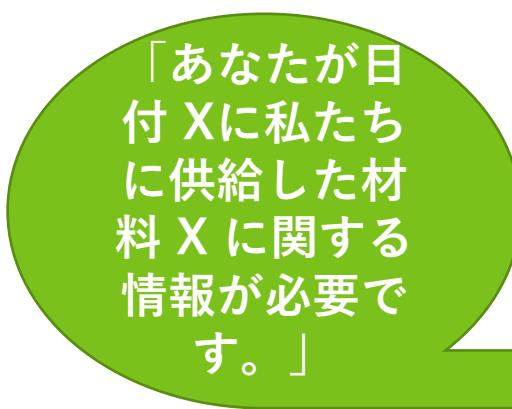
例：情報を提供についての供給者との書面による合意



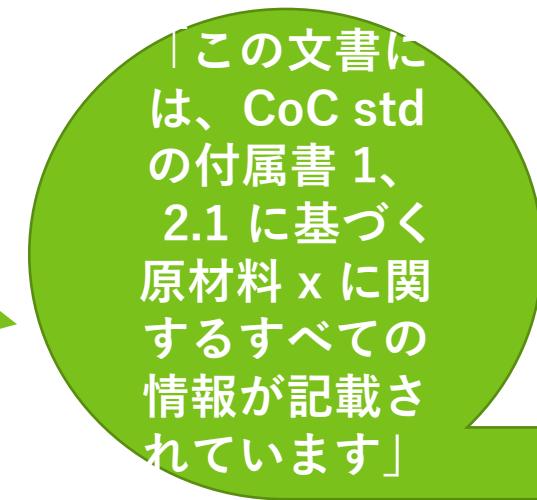
ステップ 1：情報収集



どの情報にアクセスする必要があるか？ 2.1 a-b



PEFC CoC Customer



PEFC CoC organization
PEFC
PEFC/01-00-01

Knowledge Academy

ステップ 1: 情報収集:自己宣言



PEFC-COC組織

自己宣言は DDS を免除する証拠にはならない

書面による声明:

原材料が「問題のある出処」からのものではないという情報を提供

書面による誓約書:

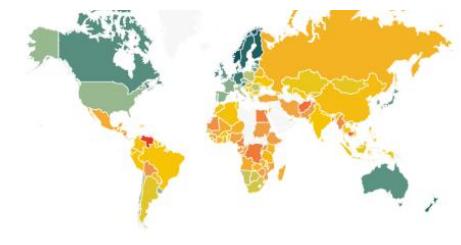
- 樹種、地理的起源（国/地域/採掘権）に関する情報
- 供給者からの供給品に重大なリスクがある場合、供給者は森林管理ユニットを特定するために必要な情報を組織に提供
- 供給者の供給品に重大なリスクがあるとみなされる場合、供給者は組織が当該供給者の業務について第三者または第三者による検査を実施可能にする
- 供給者の供給品に重大なリスクであるとみなされる場合、サプライヤーは組織の検証プログラムの一環として是正措置を実施する

ステップ①：情報収集：CPI/WJP



CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2021 ✓

Country	Rank
Finland	1
Iceland	1
New Zealand	1
Norway	4
Singapore	4
Sweden	4
Vatertaland	7
The Netherlands	8
Luxembourg	9
Germany	10



OVERALL INDEX SCORE

If CPI/WJP index is lower than the threshold → check table 2 and 3 in advance in order to collect relevant information for risk assessment



ステップ1：情報収集: 樹種



製紙会社と樹種に関する情報提供の複雑さを想像してみてください。
この場合、彼らは何ができるか？

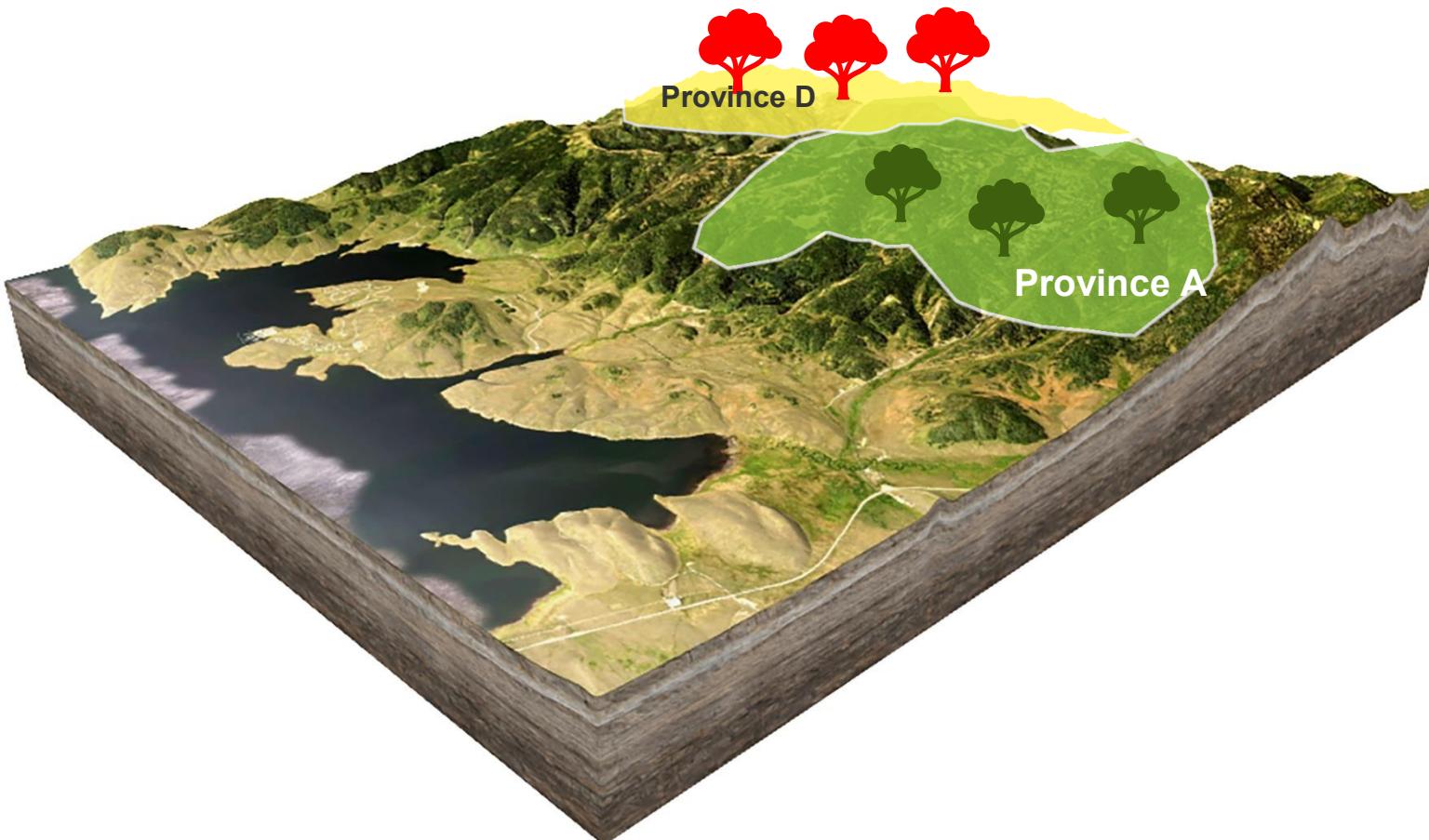
樹種と由来に関する正確な情報を与えることが難しい場合（紙やパネルの製造など）、情報には可能性があるあらゆる樹種、由来が含まれることになる

樹種の情報には、通常製品に含まれる可能性のある樹種が含まれる必要があるが、誤って製品に混入する危険性のある樹種まで含めることを目的とはしていない。

ステップ 1：情報収集：注意書 3



- Y国は、「重大リスク」のある国とされているが、その国のある地域は、違法伐採を防ぐための法律が整備されている (A地域).



この場合、供給者はA地域を起源とした原材料に関する情報を手に入れるべきである



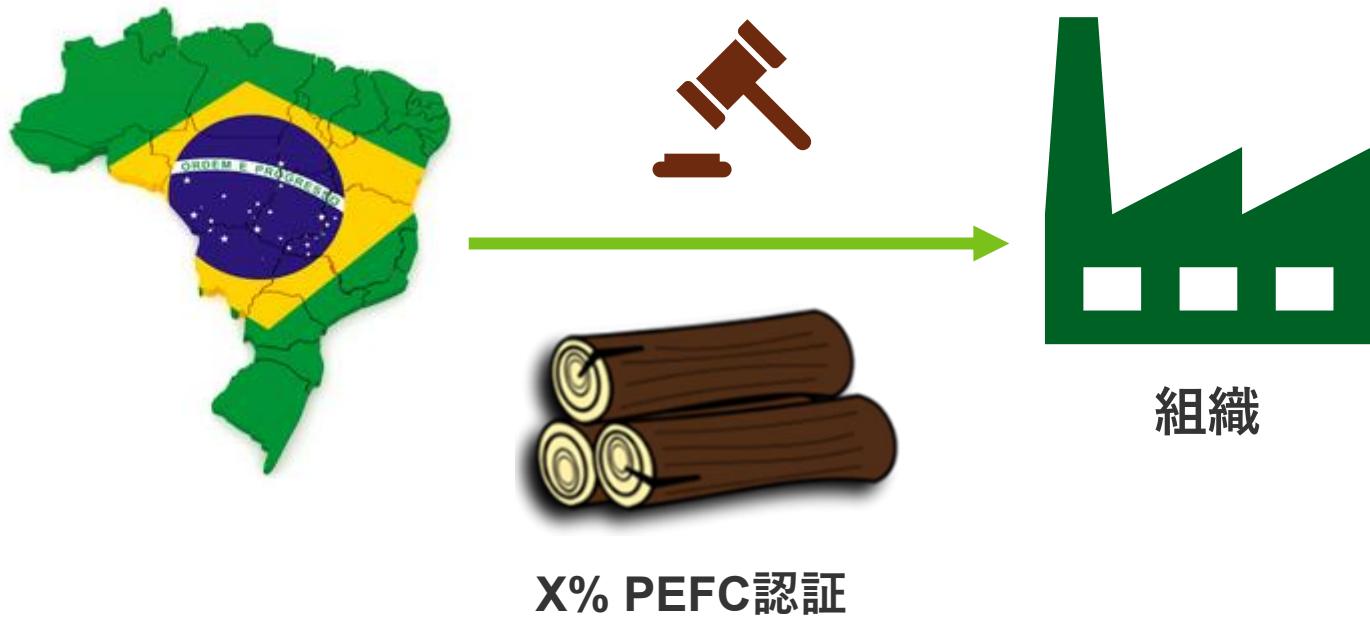
リスク評価

2. リスク評価

- 供給に含まれている「問題のある出処」からの原材料についてのリスクを評価
- PEFC主張付で供給された原材料は、リスク評価の対象からは除かれる
 - PEFC認証、PEFC管理材、100%PEFC由来、その他PEFCが認める主張付原材料（例えば、PEFCにより相互承認されたSFM由来）
 - PEFC主張は「極小リスク」
 - このことは、「根拠のある懸念」が提起されていないことが条件



ステップ2：リスク評価 – PEFC主張付原材料



PEFC 主張が付いた原材料を伐採国から輸入する組織は、森林部門に関する限り、伐採国の貿易および関税に関する法律の遵守していることを検証することが期待されている

ステップ2：リスク評価 – 相互承認PEFC主張



公式PEFC主張	相互承認されたスキームによる主張例
100% PEFC由来	100% SGEC由来
X% PEFC認証	X% SGEC認証
PEFC管理材	SGEC管理材

PEFCは二重主張を容認する。
二重主張は一度だけ使用され、
重複して使用されないことを
確実にしなければならない

ステップ 2 : リスク評価 – 指標のリスト



表1: 極小リスクの指標

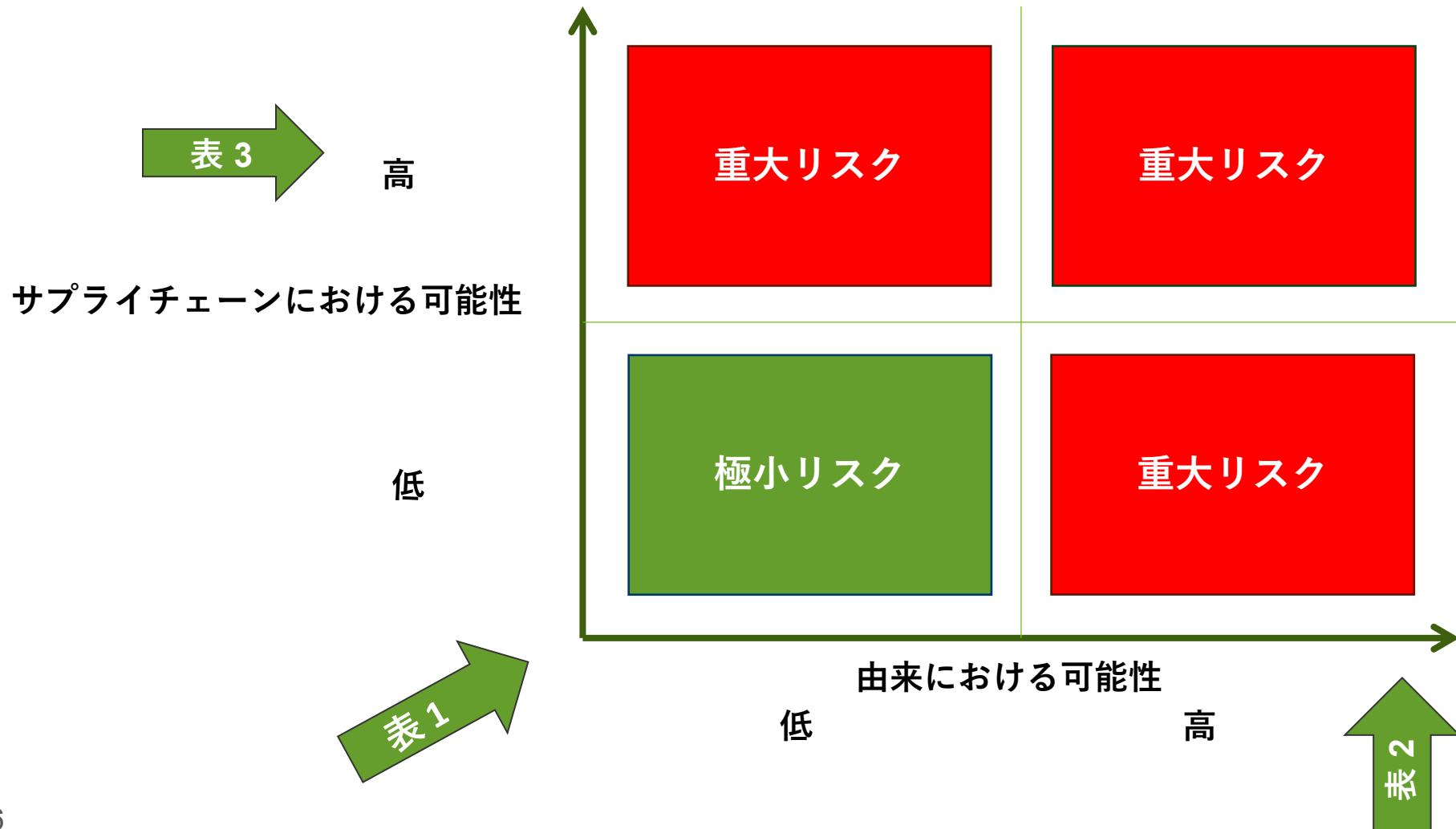
表1の指標が適用される場合 = 極小リスク 表1の指標への相当が確認できない場合、表2、表3に移動



表 2 及び表 3 : 重大リスクの指標

もし、これらの指標のどれかに該当する場合、組織は対象の原材料が問題のある出処に由来する「重大リスク」を有すると見做さなければならない。重大リスクの場合、ステップ 3 : リスク管理に基づき対処する必要がある

ステップ2：リスク評価 - アプローチ



ステップ2:リスク評価 – 指標 表1



表1: 極小リスクの指標

表1の指標が適用される場合 = 極小リスク 表1の指標への相当が確認できない場合、表2、表3に移動

ステップ2：リスク評価 – 指標 表1



指標	ガイド
<p>a) PEFC以外の森林認証制度により認証品であることが宣言された供給品</p> <p>よくある質問：FSCの主張付はどうか</p> 	<p>判断するのは組織：</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「問題のある出処」に定義される行動を対象とする森林管理の第三者認証 - 第三者によるCOC認証 - パーセンテージ方式の主張が適用され、非認証原材料が「問題のある出処」に由来したものではないことを証明する制度 - 第三者による認証主張の有効性を常に確認 - 審査員は、組織が認証スキームの最終責任を負っているかどうかをチェック

ステップ2:リスク評価 – 指標 表1



Indicator	Guideline
<p>b) 政府または非政府による確認または許可のシステムによる確認を受けた供給品</p> <p>FLEGT licensed timber Timber buyers</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 組織は、「問題のある出處」の PEFC 定義とそれらの政府系または非政府系またはライセンス制度の内容との間のギャップ分析を行うべき。 - このギャップ分析においては、PEFCの定義の対象が当該確認の対象範囲に含まれていることを証明すべき - これは審査の一部となる - 確認、ライセンス制度の例: SFI 2022 Fibre Sourcing Standard, SFI 2022 Certified Sourcing Standard.
<p>c) (i-v)が明確に識別できる検証可能な書類の裏付けがある供給品</p> <ul style="list-style-type: none"> - 伐採された国/地域 TP CPI>50 あるいは WJP RoL>0.5 - 商品名、商品の種類、樹種 - サプライチェーンにおけるすべての供給者 - 由来となる森林の地域 - 製品は問題のある出處を由来としてはいないことを示す信頼のある情報 	<ul style="list-style-type: none"> - CPI と WJP が食い違う場合、組織はどちらかを選択できる - ガイドでは他の信頼できる情報例を提示

ステップ2：リスク評価 – 指標 表2



表2 及び表3：重大リスクの指標

もし、これらの指標のどれかに該当する場合、組織は対象の原「材料が問題のある出処に由来する「重大リスク」を有すると見做さなければならない。「重大リスク」の場合、
ステップ3：リスク管理に基づき対処する必要がある

ステップ2：リスク評価 – 指標 表2



由来レベルにおける重大リスク

- 行 a) ~ i) は、問題のある出処 (3.6 a) ~ i) の個々の要素を示す
- 各要素の下のローマ数字 (i、ii、iii・・) は重大リスクの指標を示す
- 要素に複数の指標が挙げられている場合、すべての指標が適用される

表 2 – a) 合法性



問題のある出処の要素:

- i. 森林管理に関する適用されている地域、国、または国際法に準拠しない活動



指標:

- i. その国に関する最新の国際透明性機構（TI）腐敗認識指数（CPI）のスコアが50未満、または同国の最新のワールド・ジャスティス・プロジェクト（WJP）法の支配指数が0.5未満
- ii. 森林統制や法執行のレベルが低いと認識されるその国/地域

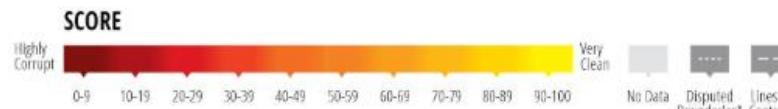


腐敗認識指數 (CPI)

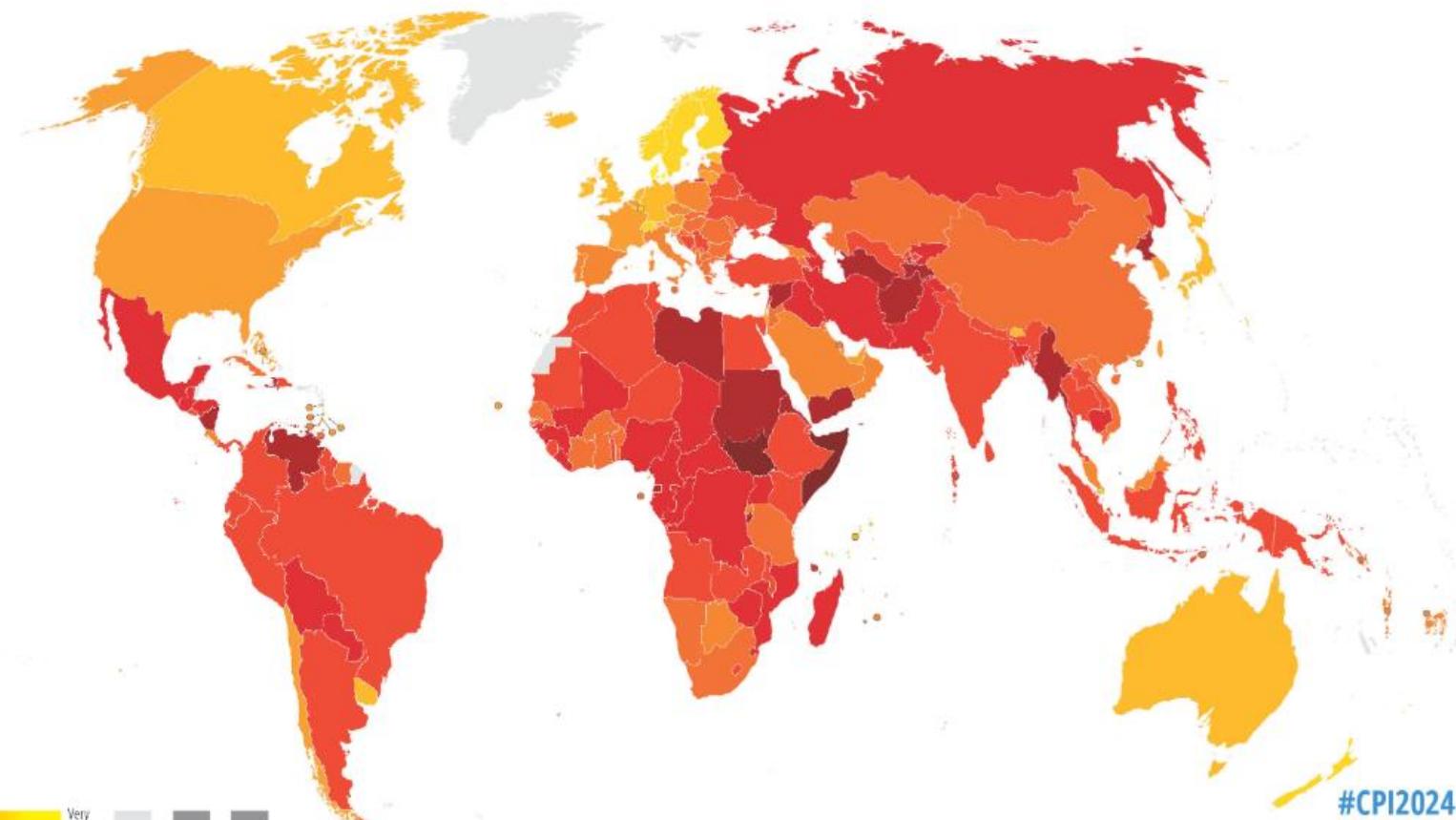


CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX 2024

The perceived levels of public sector corruption in 180 countries/territories around the world.



⁴The designations employed and the presentation of material on this map follow the UN practice to the best of our knowledge of January 2025. They do not imply the expression of any opinion on the part of Transparency International concerning the legal status of any country, territory, city or area or its authorities or concerning the delimitation of its frontiers or boundaries.



www.transparency.org/cpi

This work from Transparency International (2025) is licensed under CC BY-ND 4.0



ワールド・ジャスティス(WJP) 法の支配指数



ABOUT US

OUR WORK

INDEX

NEWS



STAY UP TO DATE

DONATE

WJP Rule of Law Index®

Rankings

Countries

Factors

Insights

About

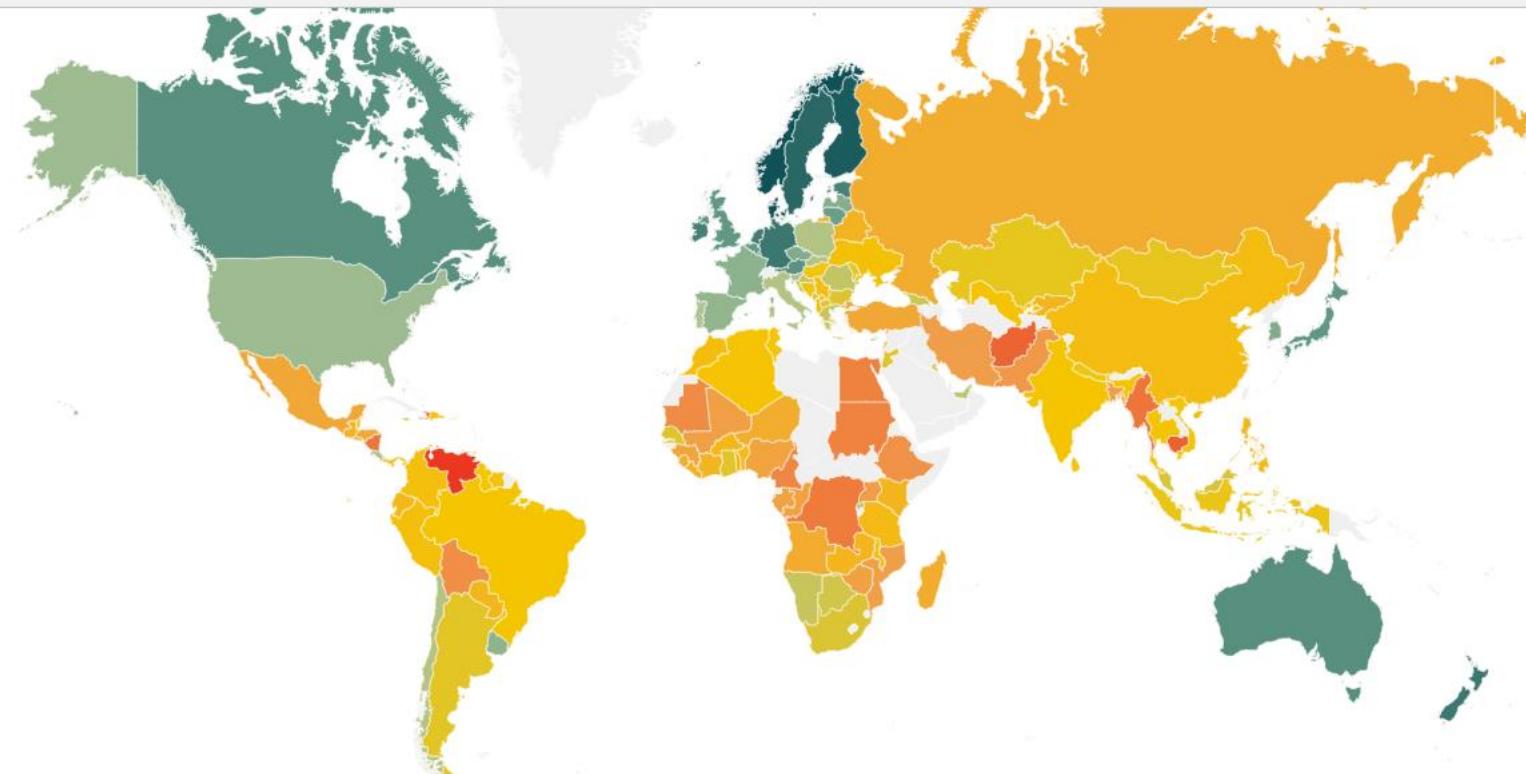
SHARE

DOWNLOAD ▾

COUNTRY

2024

ADHERENCE TO THE RULE OF LAW
WEAKER 0.00 0.25 0.50 0.75 1.00 STRONGER



Knowledge
Academy
PEFC/01-00-01

表 2 – a) 合法性



問題のある出処の要素:

a) 森林管理に関し適用される地方、国内、または国際法に準拠しない活動

指標 :

iii. 原材料/製品に含まれる樹種が、その国/地域において「問題のある出処」(a)または(b)に該当する行為が横行する樹種として知られている

iv. 当該国が、森林および森林外樹木產品の輸出入を規制する国際連合、EU又は関係国

の制裁の対象となっている



表 2-b) 製品に関する長期的見通し

問題のある出処の要素:

b) 木材、非木質林産物およびさまざまなサービスを提供する森林の能力が持続可能な形で維持されない、または伐採の水準が長期的に持続可能な水準を超える活動

指標:

i. FAO森林資源評価などの公的に入手可能なデータによると、原産国/地域の産業用丸太の年間伐採量が、年間生長量を超えている



Food and Agriculture
Organization of the
United Nations

表 2 – c) 生物多様性及びd) 生態的に重要な森林地域



問題のある出處の要素:

- c) 森林管理において、景観、生態系、種または遺伝子レベルにおける生物多様性の維持、保全、または強化に寄与しない活動
- d) 生態学的に重要な森林地域が特定、保護、保全、または確保されていない活動

指標:

- i. その国の「生物多様性と生息地」に関する環境パフォーマンス指数 (EPI) スコアが 50 未満。EPI 指数が存在しない場合は、問題のある出處の要素 c および d に対処する法律など、他の指標を利用することは可能。信頼できる法律執行の証拠 ($TI\ CPI > 50$ 、または $WJP\ RoL > 0.5$) との組み合わせ



表 2:由来のレベルにおける重大リスクの指標

- 環境パフォーマンス指数（EPI）の算出方法が大幅に変更されました。「生物多様性と生息地」のスコアに加え、「保護地域の有効性」と「森林景観の完全性」という2つの指標のスコアを代替指標として併用することができます。
- この要求事項については、「i.当該国の「生物多様性と生息地」または「保護地域の有効性」または「森林景観の完全性」または「永続性で加重した樹木被覆損失」の環境パフォーマンス指数（EPI）スコアが 50 未満、EPI 指数が存在しない場合は、問題のある出處の要素 c および d に対処する法律と、法律の確実な施行の証拠（TI CPI スコア >50、または WJP 法の支配スコア >0.5）など、他の指標を利用できる。」



About the EPI



The 2024 Environmental Performance Index (EPI) provides a data-driven summary of the state of sustainability around the world. Using 58 performance indicators across 11 issue categories, the EPI ranks 180 countries on climate change performance, environmental health, and ecosystem vitality. These indicators provide a gauge at a national scale of how close countries are to established environmental policy targets. The EPI offers a scorecard that highlights leaders and laggards in environmental performance and provides practical guidance for countries that aspire to move toward a sustainable future.

表2: 由来のレベルにおける重大リスクの指標



EPIの生物多様性と生息地のスコアー:
<https://epi.yale.edu/measure/2024/BDH>



EPIの保護地域の有効性のスコアー
<https://epi.yale.edu/measure/2024/PAE>



EPIの森林景観の完全性のスコアー:
<https://epi.yale.edu/measure/2024/FLI>

表 2 – e) 森林転換

問題のある出処の要素:

e) 正当な状況以外で森林の転換が行われる活動

指標:

- i) FAO が提供するような公的に入手可能なデータや情報によると、その国/地域は、最近 10 年間で森林面積の純損失が 1% を超えていることが確認されている
- ii) FAO が提供する公開データや情報によると、その国/地域では、森林から植林地へ転換した純面積が、その国/地域における森林面積の増加を超えている

出典: [FAO STAT](#), [WRI](#), [Global forest watch](#)



表 2 – f) 労働における基本原則と権利



問題のある出処の要素:

f) 労働における基本原則及び権利に関する
ILO宣言(1998)の精神にそぐわない行為

指標 :

i. 実証的な研究により、当該国において、
労働における基本原則及び権利に関する
ILO宣言(1998)が尊重されていない

出典: [BWI](#), [ILO Stat](#), [Amnesty Intl](#), [Universal Human Rights Index](#), [Human Rights Watch](#)



表 2 – g) 先住民族



問題のある出処の要素:

g) 先住民族の権利に関する国際連合宣言(2007)の精神にそぐわない行為

Indicator:

実証的研究により、当該国において、先住民族の権利に関する権利(2007)の精神が満たされていない行為

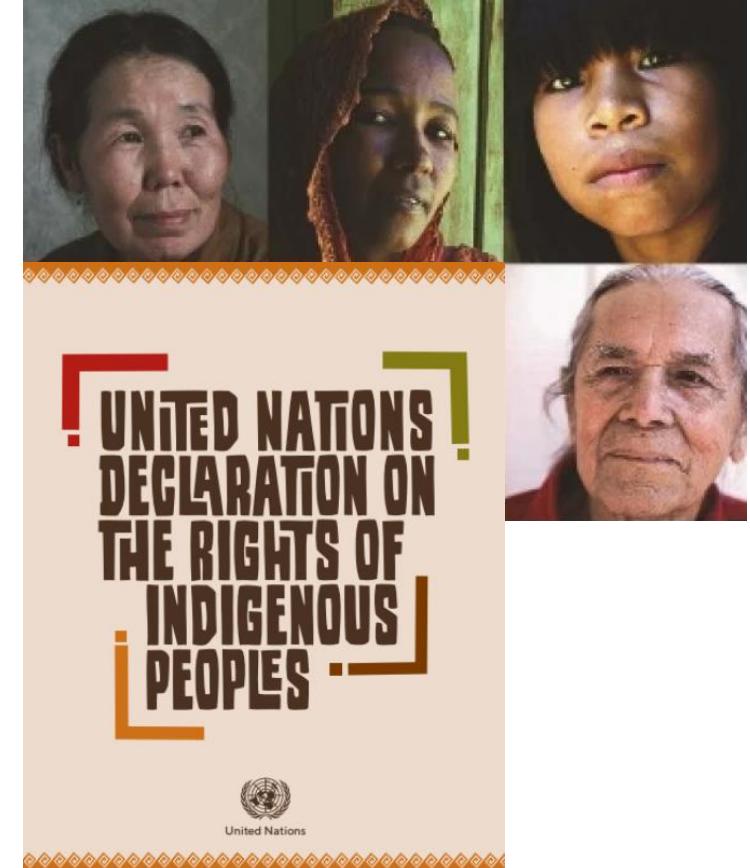


表 2 – h) 紛争木材

問題のある出処の要素 :

h) 紛争材

指標 :

当該国/地域が、例えば、脆弱国家リスト(Fragile State List)など一般公開のデータソースによって武力紛争が横行する国/地域とされている

紛争が発生した場合には、UNGA の特別緊急会議決議を確認することをお勧める。世界銀行の脆弱国家リストと脆弱国家インデックス



表 2 – i) 遺伝子操作樹木



問題のある出処の要素:

i) 遺伝子操作樹木

指標:

公開されているデータによると、遺伝子組み換えされた森林および森林外の生物が、その国/地域で生産され、市場に出荷されている



表 3 –サプライチェーンにおける可能性



指標：

- a) 当該製品が取引された国/地域が不明である
- b) 当該製品に含まれる樹種が不明である
- c) 当該サプライチェーンの中でいずれかの企業による「問題のある出処」に関する違法行為の証拠がある



リスク評価 – ステップ[°]

ステップ[°]:

1. 表1に定める指標に該当することが確認された場合

はい: 極小リスク、リスク評価終了

いいえ: リスク評価を継続

2. 表2, 3の指標が当てはまる

いいえ: 極小リスク、リスク評価終了

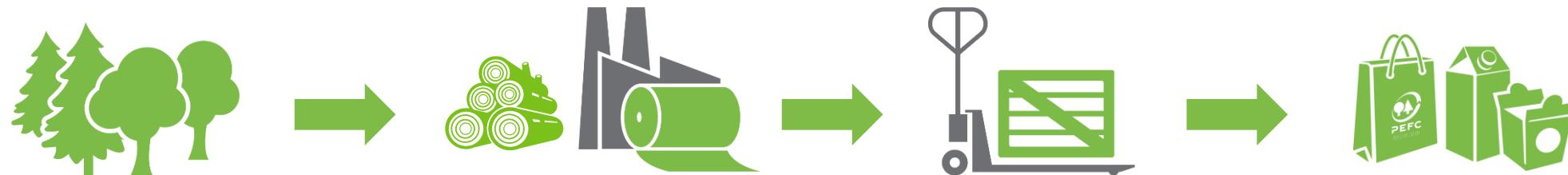
はい: 重大りすぐ、リスク管理が必要



リスク評価 – 評価の頻度



- ・個別の供給者ごとに、または付属書1の2.1に列挙されている同じ特徴を持つ複数の供給者ごとに最初の供給品の入荷に対し実行する
- ・少なくとも年次ごと、及び、付属書1の2.1に挙げられている特徴に変更があった場合、レビューし、必要な場合、修正を行う



ステップ2：リスク評価 – 3.7

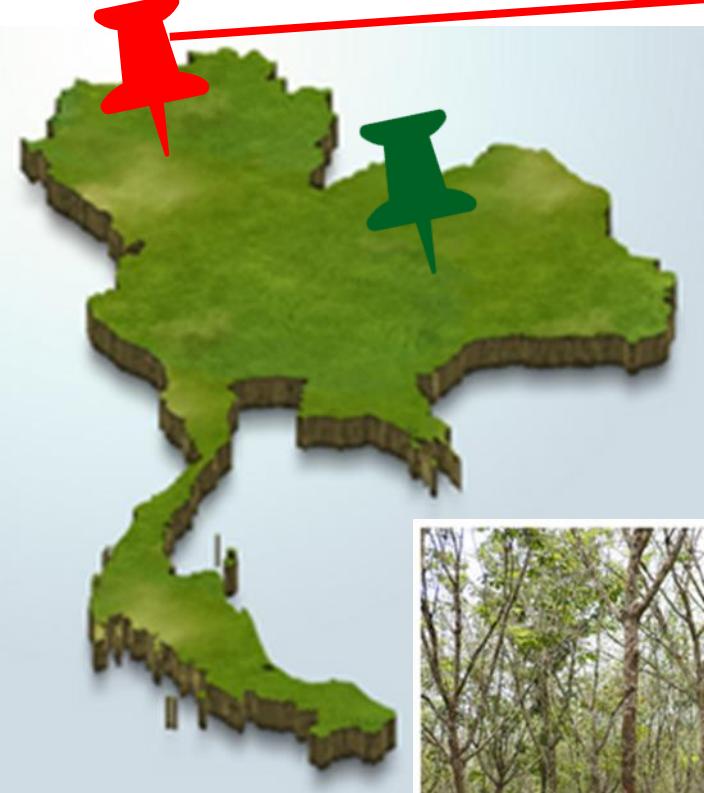


唯一の変化が供給者名である場合に、同一のリスク評価を複数実行することを避けるため、組織は、特定の地理的エリアからの複数の供給に対してリスク評価を実行できる

ステップ2：リスク評価 – 3.9



同じ供給品について特定された新しい地域



同一の供給者による供給品の特徴の一つに変更があった場合、例えば、他の原産国、他の樹種、他の種類の製品、当該原材料の供給国における危機または戦争、または一国の政権が戦争に巻き込まれるなど、その都度当該の供給品はこの供給者からの「新しい」供給品と見做されるか、および／または、リスク分析が当てはまる状況に応じて、実行、または改正されるべきである。



簡単なクイズ

リスク評価 – PEFC主張付原材料



COC規格 3.1 :

- PEFC が認める認証書を持つ供給者によって PEFC 主張付で納入された原材料については、リスク評価が免除されるか?
はい/いいえ
- このことは、PEFC 主張付で納入された原材料については DDS から免除されることを意味するか?
はい/いいえ
- PEFC 主張付の原材料に関して根拠のある懸念が提起された場合はどうなるか?

ステップ 2 : リスク評価 – 供給品の特性の変更



- どのような状況で供給品の特性（主張、樹種、原産国）が変更される可能性がありますか？

議論：森林規制の変更、紛争など

- 供給品の特性が変化した場合はどうすればよいか？

当該供給品については、供給者による「新規」供給として、DDSを改めて実施する必要がある





根拠のある懸念

3. 定義



- 森林および森林外樹木産原材料が問題のある出処に由来していることを示す証拠または証拠によって裏付けられた情報

注意: 根拠のある懸念とは**第三者**によるほか、
組織自体により提起された懸念

根拠のある懸念



10日以内に
調査の開始

- PEFC主張付で供給された原材料にも適用
- 根拠のある懸念については、第三者によって組織に提起される場合のほか、組織自身が知る場合がある
- 組織には、根拠のある懸念の有無について積極的にコメントを求める義務はない

根拠のある懸念 (付属書 1)



4.2 当該懸念が組織自身の調査で解消されない場合は、当該原材料が「問題のある出処」に由来するリスクは「重大リスク」として付属書5項に基づき管理されなければならない

リスク管理に関する付属書1の5項に基づき「根拠のある懸念」を解決できない場合は、その供給品を市場に出荷してはいけない





ステップ 3 リスク管理

ステップ3：重大リスクの管理



• 5.1 一般事項

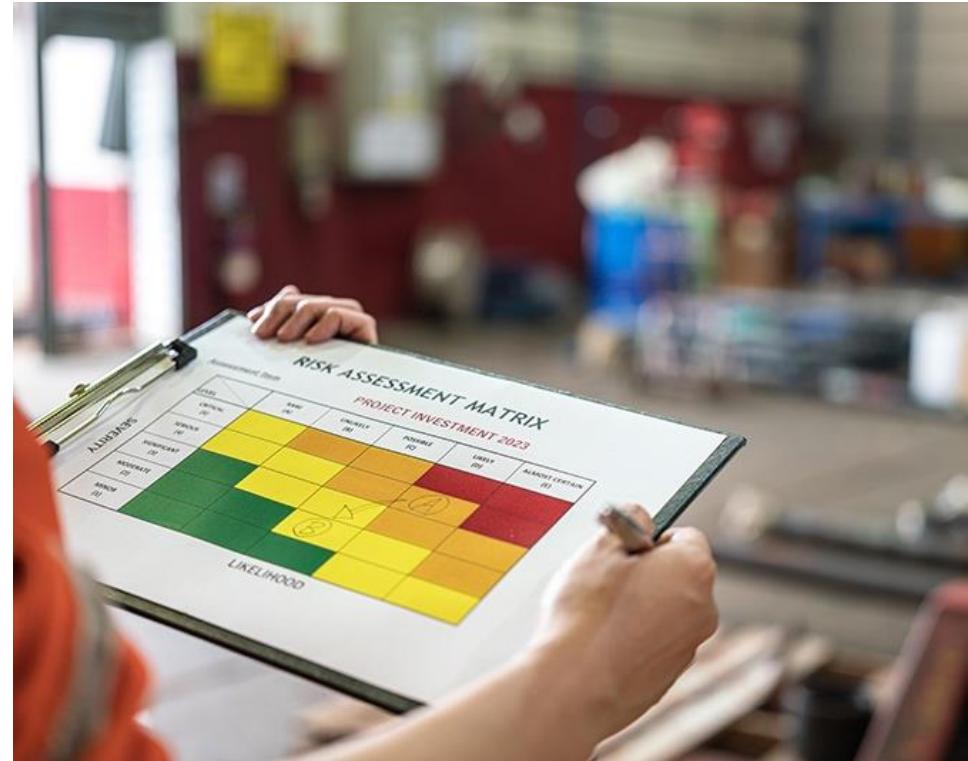


- 組織がステップ2で重大なリスクのある原材料を特定したが、PEFC CoCに基づいて供給を継続したい場合は、リスクを管理を行う必要がある。
- リスク評価により、重大なリスクのある特定の領域を明らかになった場合、供給者は、組織がリスクのレベルを重大なレベルから極小レベルに修正できるように、追加情報を提供する必要がある
- リスク評価の一環として重大であると特定されたリスクに対しては、リスク軽減策を適用する必要がある

重大リスク供給品の管理

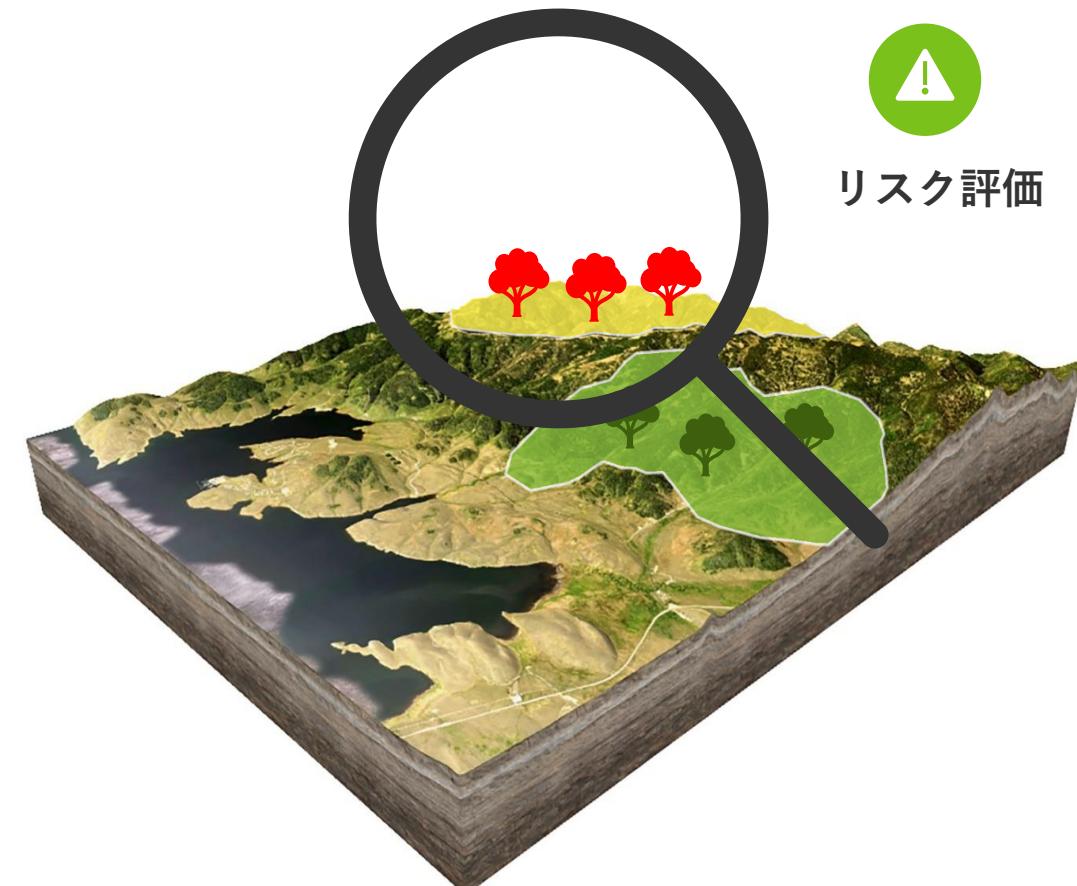


- 3段階の検証プログラム:
 - 1) サプライチェーンの特定
 - 2) 現場検査
 - 3) 改善措置



サプライチェーンの特定

- 組織は、「重大なリスク」の供給品のすべての供給者に対し、当該サプライチェーン全体とその供給品の出處である森林区域に関する詳細な情報を要求しなければならない
- 組織は、原材料が当該サプライチェーンの特定の段階で、表1によって「極小リスク」であることが検証できる場合には、付属書1の4項で扱われる「根拠のある懸念」のケースを除き、森林区域もでのすべてのサプライチェーンを追跡する必要はない
- 提出された情報は、組織が現場検査を計画し、実行することを可能にするものでなければならない



現場検査

- 検査対象:
 - 直前およびその前の供給者（供給者による原産地主張を確認）
 - 供給元の FMU（「問題のある出処」に関する要求事項への準拠を確認）



ステップ3：重大リスクの管理



現場検査



- ✓ ステップ 2 で特定した関連リスクに焦点を当てる
- ✓ 合意された是正措置は実施されたか?
- ✓ 原材料の供給者に焦点を当てる
- ✓ 重要なリスクの供給品が 単一の供給者から供給されている場合、組織はサンプルを採取する必要がある

現場検査



- 対象は、基本的に重大リスク供給品の供給者すべて
- 現場検査を文書レビューで代替することは可能
- 1つの供給者が多数の供給品を扱っている場合、サンプリングが許可される：

$$Y = \sqrt{X}$$

- 初回審査、更新審査、あるいは、前回の現場検査でその効果あると証明されていない場合

$$Y = 0.8\sqrt{X}$$

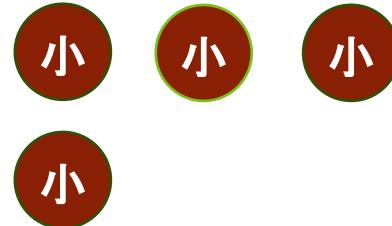
- 前回の現場検査でその効果が証明されている場合

- Y: 年次サンプル数、小数点以下はもっとも近い整数に切り上げ
- X: 年間の「重大リスク」供給品の数

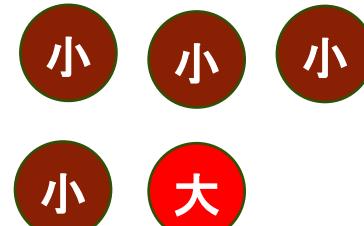
現場検査

現場審査のサンプリング

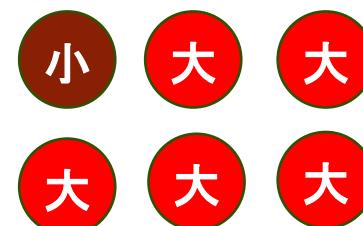
供給者 A



供給者 B



供給者 C



= 極小リスク供給品



= 重大なリスク供給品

$$\begin{aligned} N &= 1 \\ \sqrt{1} &= 1 \\ \text{サンプル} &= 1 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} N &= 5 \\ \sqrt{5} &= 2.24 \\ \text{サンプル} &= 3 \end{aligned}$$

是正措置



- 組織は是正措置の実施手順を定めなければならない
- 是正措置は、リスクの大きさと深刻さを重視しなければならない
例えば:
 - リスクに関する明確な通知
 - リスク軽減措置の要求（認証の取得など）
 - 供給品に関する契約の解除、一時停止
- リスク軽減が不成功：PEFC-COCに対する原材料の投入禁止



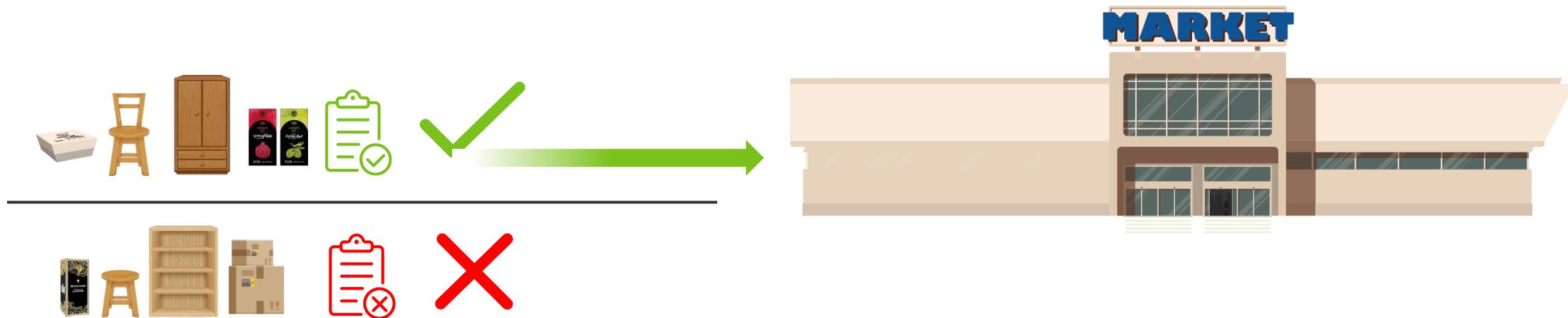
市場への出荷停止

原材料/製品の市場への出荷停止



COCの対象範囲に含まれる場合:

- 出処が不明あるいは「問題のある出処」に由来する森林及び森林外樹木産原材料/製品はPEFC製品グループに含めてはならない（付属書の6.1）



PEFC-COCの対象範囲外の原材料の取扱

- 組織のPEFC-COCの対象ではない森林及び森林外樹木産原材料/製品であっても以下の場合、市場出荷停止の対象とすることについての誓約と手続きを定めなければならない（第7章7.1.2.c）

その原材料/製品が、
違法な生産源（問題のある出處 3.7a）を由来とするこ
と及び

根拠のある懸念を組織が知るに至った時、あるいは
根拠のある懸念が提起された時

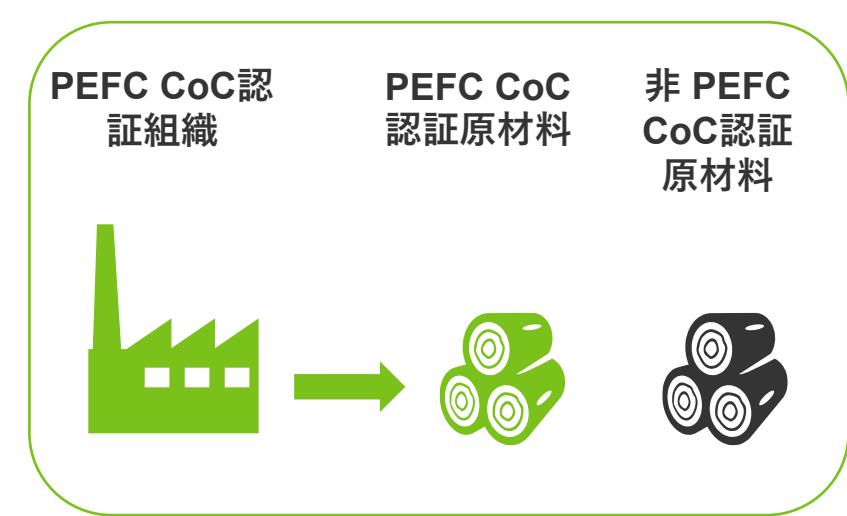
市場出荷への停止



「根拠のある懸念」が付属書1の第4項に基づき解消されるまで

市場への出荷停止

- 附属書 1の6.2 CoC 範囲外の材料に関する要求事項
- 組織のCOCへの投入原材料が違法な生産源（問題のある出處 3.7a）に由来することを組織が知った場合、市場に出荷してはならない（付属書 1 6.2）
- 根拠ある懸念が提起された場合、その懸念を解消するまで、市場に出荷してはならない（付属書 1 6.3）



市場への出荷停止



- この要件は PEFC-COC範囲内の原材料だけに適用されるわけではない

- 組織は、PEFC-COCでカバーされていない森林および森林外樹木製品も対象とするコミットメントと手順を文書化し、実行しなければならない
- 組織が不適合を特定または通知され、その製品がすでにサプライチェーンに入っているか、PEFC 主張を付けて販売されている場合、組織はその製品の供給を直ちに停止し、規格に基づき管理するために必要な措置を講じるものとする。





4. TOFに対するPEFC DDS実施に関する追加 ガイド

一般ガイド



PEFC ST 2002:2020およびそのガイドであるGD 2001:2025のすべての要求事項は、第4章において特段の記載がない限り、森林外樹林（TOF）地域からの原材料に適用される。



ガイドの第4章においては、森林に関する要求事項やガイド、特にTOF原材料に対するPEFCデューディリジェンスシステム（DDS）の実施に関連する要求事項についての追加的な解釈のみを提供する。

3.7 問題のある出処

- ・適用可能性を明確にするため、TOFの用語に沿ったガイダンス
- ・導入された用語：
 - TOFマネジメント
 - TOF管理の実践；農業とアグロフォレストリー
 - 農作物被害補償
 - TOF地域からの非木材製品
 - 生態学的に重要な非森林地域

表 1: 極小リスクに関する指標リスト

- a) PEFC認証の対象となる原材料を対象とする（PEFC承認以外の）関連認証制度により認証されたものであることを宣言しており、その認証制度が、PEFCの「問題がある出処」の用語の対象となる行為を含み、さらに第3者認証機関によって発行された証明書による裏付けがある供給品。
- c) 下記を明確に確認できる検証可能な書類による裏付けがある供給品：
 - iv. TOF供給源の区域

5. 重大リスクの管理

5.1.1 総論

a) 「重大リスク」に関連する原材料のTOF区域およびサプライチェーン全体を確認するために必要な情報を組織に提供する。

5.1.2

a) サプライチェーン全体と供給元のTOF地域の特定

5. 重大リスクの管理

5.2 供給チェーンの確認:

5.2.1-5.3.4 TOF 区域

- . 5.2.1 組織は、「重大なリスク」供給品のすべての供給者に対し、サプライチェーン全体および供給源のTOF区域に関する詳細な情報を要求しなければならない。
- . 5.2.2 原材料が供給チェーンの一つの段階で表1によって極小リスクであることが検証できる場合は、付属書1の4項で扱われる根拠のある懸念のケースを除き、組織はTOF区域までのすべての供給チェーンまでトレースする必要はない。。
- . 5.3.4 現場検査は下記を対象に含まなければならない。
 - b) 法律上の要求事項の順守を評価するため、該当供給品の由来であるTOF区域の森林所有者/管理者、またはその区域の管理行為に責任を負うその他の関係者

5. 重大リスクの管理

5.4 是正措置:

5.4.2 b) TOF 区域

5.4.2

b) 供給者に対し、該当するTOF区域における法律順守またはサプライチェーンにおける情報の流れの効率性に関連するリスク軽減措置を定めることの要求。



質問、意見、
フィードバック